

○津山圏域資源循環施設組合行政手続条例施行規則

令和8年3月9日

津山圏域資源循環施設組合規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合行政手続条例(平成29年津山圏域資源循環施設組合条例第1号)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 津山圏域資源循環施設組合の行政手続に関する事項については、津山市行政手続条例施行規則(平成10年津山市規則第2号。以下「市規則」という。)を準用する。  
この場合において、市規則中「市長」を「管理者」に読替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。